

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

1 当事業所の概要

事業所名	しりうず訪問看護ステーション
所在地	東京都北区赤羽北 1-12-14-1F
連絡先	03-5948-6805
管理者名	澁谷 龍太郎
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	1361790452号
医療機関コード	7492200
サービス提供地域	北区、板橋区、豊島区、文京区、足立区、荒川区、川口市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

2 運営法人

事業者	株式会社青星
代表者	柴田 和延
所在地	東京都北区赤羽北 1-12-14-1F

3 事業所の職員体制

職種	サービス内容	常勤	非常勤	計
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名	0名	1名
看護師	医師より発行される訪問看護指示書に従い、必要に応じたサービスを行います。	4名	2名	6名
理学療法士	医師より発行される訪問看護指示書を基に、ご利用者様に合わせたリハビリテーションを行います。	2名	1名	3名
作業療法士	医師より発行される訪問看護指示書を基に、ご利用者様に合わせたリハビリテーションを行います。	1名	0名	1名
言語聴覚士	医師より発行される訪問看護指示書を基に、ご利用者様に合わせた嚥下・言語に対するリハビリテーションを行います。	0名	0名	0名

4 営業日・営業時間

平日	午前8:30～午後17:30
定休日	土日祝、年末年始(12/30～1/3)

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業日、営業時間外での訪問看護活動を行っています。

この項、以下余白

5 事業の目的・運営方針

1. 目的

要支援・要介護状態、医療保険適応者と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

2. 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

6 サービス利用料及び利用者負担 ※別紙参照

7 加算について ※次項参照

この項、以下余白

医療保険での訪問看護サービスに係る加算

□特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）	特別管理加算（Ⅱ）
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅麻薬等注射指導管理 ・在宅腫瘍等患者指導管理 ・在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門又は人工膀胱を造設している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

□特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（特別管理加算該当者）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□24時間対応体制加算

利用者またはその家族等から営業時間外でも電話などにより看護に関する意見を求められた場合、かつ当該事業所が常時対応できる体制にある場合、月1回加算されます。緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

□緊急訪問看護加算

訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族等の緊急の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により連携する訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合に1日につき1回に限り加算されます。

□夜間、早朝および深夜訪問看護加算

午後6時～午後10時（夜間）、午後10時～午前6時（深夜）、午前6時～午前8時（早朝）の時間帯において訪問看護を実施した場合に加算されます。

□難病等複数回訪問看護加算

基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上、訪問看護を実施した場合に加算されます。

□退院時共同指導加算

入院・入所中に利用者又は家族に対し、訪問看護ステーションの看護師と入院入所施設の職員が退院・退所後の在宅療養についての指導を、入院・入所施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合に月1回加算されます。

□退院支援指導加算

退院日に療養上の退院支援指導が必要な基準告知第2のIに規定する疾病等の利用者、退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対して、在宅での療養上必要な指導を行った場合に1回に限り加算されます。

□長時間訪問看護加算

①特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けている利用者、②特別管理加算の対象となる利用者(15歳未満の小児は週3回まで)、③15歳未満の超重症児または、準超重症児(週3回まで)に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合、1人の利用者に対し週1回に限り加算されます。

□複数名訪問看護加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときに月1回に限り加算されます。(精神科での訪問の場合は加算制限なし)

- ① 特掲診療科の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者
- ② 特掲診療科の施設基準等別表八に掲げる者
- ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けているもの
- ④ 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ⑤ 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ⑥ その他利用者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合

□乳幼児加算

6歳未満の利用者に対し、訪問看護を行った場合に1日につき1回に限り加算されます。

□在宅患者連携指導加算

利用者またはその家族の同意を得て、月2回以上、医療職種間で文書などにより共有された情報を基に、利用者またはその家族などに対して指導などを行った場合に月1回に限り加算されます。

□在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅で療養を行っている利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、医師の求めにより開催されたカンファレンスに、看護師等が参加して、共同で利用者や家族などに対して指導を行った場合に、月2回に限り加算されます。

□ターミナルケア療養費1

在宅で死亡した利用者または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(看取り介護加算等を算定していない利用者に限る)に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に算定されます。(ターミナルケア後24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した場合も含む)

□訪問看護ベースアップ評価料(I)

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く人材の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。月1回に限り加算されます。

□訪問看護情報提供療養費1

利用者またはその家族の同意を得て、市町村・都道府県からの求めに応じて、訪問看護の情報提供書の提供を行った場合に月1回に限り加算されます。

□訪問看護情報提供療養費 2

訪問看護ステーションの利用者が保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部・中学部に、通園・通学するにあたって、学校等における生活を安全に送ることができるよう、訪問看護ステーションと学校等の連携を推進することが目的とされ、利用者及びその家族等からの同意を得て、学校等からの求めに応じて、訪問看護の情報提供書の提供を行った場合に年度毎に（入学等の月は別途算定可能）加算されます。

□訪問看護情報提供療養費 3

利用者及びその家族等からの同意を得て、訪問看護の情報提供書を主治医に提供した場合に月 1 回に限り加算されます。

この項、以下余白

介護保険での訪問看護サービスに係る加算

□特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）500 単位	特別管理加算（Ⅱ）250 単位
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅麻薬等注射指導管理 ・在宅腫瘍等患者指導管理 ・在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を造設している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

□緊急時訪問看護加算(Ⅰ)

利用者またはその家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるステーションにおいて、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合に当該加算を算定することを利用者または家族等に説明し、同意を得た場合に月1回加算されます。

□初回加算Ⅰ

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算されます。

□初回加算Ⅱ

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合や2か月間訪問看護の提供を受けていない場合でも加算されます。

□退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、訪問看護ステーションの看護師等が当該主治医またはその職員とともに在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

□夜間（18時～22時）・早朝（6～8時）加算および深夜（22～6時）加算

居宅サービス計画または訪問看護計画、サービス開始時間が加算の対象となる時間帯にある場合に加算されます。1月以内の2回目以降なら緊急時加算でも加算されます。

□複数名訪問加算（I）（30分未満、30分以上）

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等や看護補助者が1人の利用者様に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他の利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

□看護・介護職員連携強化加算

訪問看護の職員が訪問介護事業所と連携し、利用者に関わる計画作成の支援などをおこなった場合に加算されます

この項、以下余白

8 相談窓口、苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-5948-6805
FAX 番号	03-5948-9725
担当者	澁谷 龍太郎
その他	相談・苦情については、管理者および担当訪問看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

○当事業所以外に下記の市区町村役所等の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
	電話番号：03-6238-0177
	対応時間：平日 9 時～17 時
東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当	所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
	電話番号：03-5320-4593
	対応時間：平日 9 時～17 時
北区役所 高齢福祉課 高齢相談係	所在地：東京都北区王子本町 1-15-22
	電話番号：03-3908-9083
	対応時間：平日 8 時 30 分～17 時
板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課	所在地：東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
	電話番号：03-3579-2357
	対応時間：平日 8 時 30 分～17 時
豊島区役所 保健福祉部介護保険課 相談グループ	所在地：豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階
	電話番号：03-3981-1318
	対応時間：平日 8 時 30 分～17 時
足立区役所 介護保険課 事業者指導係	所在地：東京都足立区中央本町 1 丁目 1 7-1
	電話番号：03-3880-5746
	対応時間：平日 8 時 30 分～17 時
荒川区役所 福祉部 高齢者福祉課	所在地：荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
	電話番号：03-3802-3111
	対応時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

9 事故時の対応等

1. 事業者はサービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

2. 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときには、この限りではありません。

この項、以下余白

10 キャンセル料金に関して

1. 利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：しりうす訪問看護ステーション
電話番号：03-5948-6805
2. 利用者の都合でサービスを中止または変更する場合には、基本的にサービス利用の前日営業時間内（17時30分）までにご連絡ください。ただし、利用者の緊急搬送、体調不良、死亡、天災発生時の場合は、キャンセル料は不要です。
キャンセル料金 2000円（税別・全額自己負担）

11 衛生管理等

1. 看護、リハビリテーション職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事務所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事務所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事務所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等について

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

① ご家族

氏名（続柄）	
住所	
電話番号	

② 主治医

医療機関名	
主治医	
所在地	
電話番号	

14 第三者による評価の実施状況

1あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1あり 2なし
②なし		

15 その他

- ① 当事業所スタッフは年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 感染予防のため、当事業所スタッフへの飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- ③ 時間厳守を原則としておりますが、交通状況、天候、緊急対応等の事象により、急遽訪問日、訪問時間の調整をお願いすることがございます。予めご了承ください。
- ④ 利用者宅でのボイスレコーダー、映像機器等の使用は原則ご遠慮いただいております。
- ⑤ サービス提供時間は介護保険法、医療保険法に定める時間内と致します。時間超過のないようにサービスを行わせて頂きます。
- ⑥ 担当看護師等の訪問を基本としておりますが、都合により担当の変更または担当以外の看護師等による訪問を実施させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

この項、以下余白